

雫石町長選挙

および 雫石町議会議員補欠選挙

投票日は **10月25日(日)**

告示日 **10月20日(火)**

任期満了に伴う雫石町長選挙および欠員による雫石町議会議員補欠選挙が下記のとおり行われます。

問 雫石町選挙管理委員会事務局（町役場総務課内） ☎ 692-6474

■投票時間 7時～19時

■開票 町中央公民館 20時～

■投票場所 町内 9 投票所
(入場券に記載)

投票できる人

投票日に満18歳以上（2008年10月26日までの生まれ）の人で、2026年7月19日以前から引き続き雫石町に住所があり、雫石町の選挙人名簿に登録されている人です。

なお、7月20日以降に本町に転入した人、投票日まで本町外に転出した人は投票できません。

投票所入場券

入場券は10月20日以降に郵送します。入場券に記載されている投票所へ来場して投票してください。万一忘れたり、無くしたりして、投票所へ持参できなくても、本人と確認できれば投票できます。

町内の有権者へ一斉郵送しますが、郵便局の仕分け作業の都合で、同じ世帯でも届く時期が異なる場合があります。



選挙に関する情報はこちら

投票用紙の記入の仕方

●町長選挙は「記号式」と「自書式」

投票日当日は、投票用紙にあらかじめ候補者氏名が印刷されている候補者氏名欄の上の「○をつける欄」に○を一つ書いて投票します。○を2つ以上書いた投票、○以外の記号を書いた投票などは無効投票となります。

なお、期日前・不在者投票は候補者氏名を書いて投票する「自書式」となりますのでご注意ください。

●町議会議員補欠選挙は「自書式」

町議会議員補欠選挙は、投票用紙に1人の候補者氏名を書いて投票します。

選挙公報

候補者の政見や経歴などを掲載した選挙公報は10月24日までに、行政区長を通じ世帯配布します。

また、町ホームページや町役場、各地区公民館でも配布します。

投票所までの移動支援



あねっこバスについてはこちら

移動困難地域・高齢者などの皆さんへ
「あねっこバス」投票所移動支援のご利用を

- 投票所入場券と引き換えに、片道分の乗車利用券を配布します。
- 期日前投票所を含む、投票所の受付でお申し出ください。

【注意事項】

- ①乗車利用券の配布は、投票所入場券と引き換えに一人1枚限りとなります。
- ②乗車利用券は、あねっこバスの通常の運行時間と路線で使用できます。ご利用の際は、運転手に乗車利用券をお渡しください。
- ③乗車利用券には有効期限があります。期限を過ぎると利用できなくなりますのでご注意ください。
- ④乗車利用券の転売・譲渡はご遠慮ください。

忙しいあなたへ 期日前投票・不在者投票 のススメ

仕事や旅行などで投票日当日に投票所に行けない人は、期日前投票または不在者投票ができます。さまざまな投票制度を活用し、1票を投じましょう。

期日前投票について

期日前投票制度は、選挙期日前であっても、選挙期日と同じ方法で投票できる仕組みです。

●期日前投票所

町役場 2 階 201 号会議室

●投票期間・時間

10 月 21 日（水）～24 日（土） 8 時 30 分～20 時

※ 10 月 24 日（土）（投票日前日）は混雑する傾向にありますので、時間に余裕をもって来場されるようお願いします。

不在者投票の手続きについて

選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

①町に住所があり、町の選挙人名簿に登録されている人の不在者投票

投票用紙の請求

ホームページより不在者投票請求書・宣誓書をダウンロード、必要事項を記入し、町の選挙管理委員会に直接または郵送などにより提出。

郵送されてきた投票用紙などを受け取る

そのまま最寄りの選挙管理委員会に持参。

※封筒の中の不在者投票証明書は開封しない、投票用紙にあらかじめ記入しない。



町の選挙管理委員会が受付・投票用紙送付

不在者投票請求書・宣誓書に記載されている送付先住所に投票用紙などを送付。



滞在先の選挙管理委員会で投票

不在者投票の記載場所は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会です。投票日時や場所については、必ず事前に不在者投票をしようとする市区町村の選挙管理委員会に確認してください。

②指定病院などにおける不在者投票

手続きは①とおおむね同じです。投票用紙などは病院長などを通じて請求でき、投票は病院長などが管理する場所で行います。また指定病院などの一覧は、右記二次元コードからご覧になれます。



指定病院など
一覧はこちら